

(公印省略)
食生衛第810-18号
令和3年8月18日

関係各位

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県緊急事態措置の実施について (依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年8月17日(火)に開催しました、第57回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県緊急事態措置を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、上記措置に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

ー緊急事態措置の主な内容ー

- (1) 緊急事態措置の実施期間
令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで(24日間)
(休業要請及び営業時間短縮要請期間:同上)
- (2) 緊急事態措置の区域等
県内35市町村

※詳細は『群馬県緊急事態措置』を御確認ください。

| |
|---|
| 担 当 : 生活衛生・動物愛護係 T E L : 027-226-2445 F A X : 027-220-4300 e-mail : eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp |
|---|